機械設備工事積算に係わる令和5年3月から適用する標準賃金について

「機械設備積算基準について」(昭和51年3月9日付け建設省機発第159号)における令和5年3月1日から適用する標準賃金を下記のとおり定めたので、通知する。また、令和5年3月31日までに新たな単価の連絡を行わない限り、令和5年4月1日以降もこの単価を引き続き適用することとする。

記

1. 令和5年3月から適用する「機械設備製作工」標準賃金

28,300円/目

- 注) 内訳は基準内給与(基本給及び諸手当)、通勤手当、賞与、退職金等である。
- 2. 令和5年3月から適用する「機械設備据付工」標準賃金

26,800円/日

(割増対象賃金比: 0. 657)

注) 内訳は基準内給与(基本給及び諸手当)、通勤手当、賞与である。

機械設備労務単価の職種定義について

機械設備積算基準に用いる機械設備製作工、機械設備据付工については、下記のとおりとする。

職種	定義・作業内容	対 象 外
機械設備製作工	定義・作業内容 機械設備の工場製作について相当程度の技能を有し、 工場において機械設備の製作に従事する主として次に掲 げる作業について主体的業務を行う労働者。 a. 原寸図の作成 b. 原材料への罫書き c. 原材料の切断 d. 部材の溶接	対象外 ・管理職員及び臨時職員 ・事務・設計・調査等に従事する製作工以外の職員 ・老齢厚生年金(在職老齢年金) 及び高年齢雇用継続給付(高年齢雇用継続基本給付金又は高年齢再就職給付金)を受給するために1日当りの給与額
	e. 部材の歪み等の矯正 f. 旋盤、フライス盤等による部材の機械加工 g. 部材及び製造物等の仕上げ加工 h. 個々の部材等の組立及び仮組立(各種調整を含む) i. 電気部品の取付、配線 j. 各製作工程における段取り k. 各製作工程における雑役	を調整している労働者

職種	定義・作業内容	対 象 外
機械設備据付工	定義・作業内容 機械設備の据付について相当程度の技能を有し、設備の据付、調整等について従事する主として次に掲げる作業について主体的業務を行う労働者。 a. 据付基準線の芯出し罫書き b. 据付用架台等の仮設物設置 c. 各機器の搬入及び吊り込み・固定 d. 部材の溶接 e. 溶接材の歪み等の矯正 f. 溶接部の仕上げ加工 g. ライナー等による据付調整及びボルト等による個々の機器の固定 h. 機器の更新、部品交換等に伴う既設品の取外し、現場搬出、積込み i. 個々の機器等の接続及び各種調整 j. 機械設備における総合試運転調整	対象外 ・現場代理人若しくは主任技術者(監理技術者)としての業務を行う労働者 ・補助的作業及び配管配線等に従事する現地採用の労働者 ・塗装に従事する労働者 ・公共工事労務者調査対象の51職種に該当する労働者 ・アルバイト、見習い、補助作業員 ・会社の役員、事務局、給食担当者 ・老齢厚生年金(在職老齢年金)及び高年齢雇用継続基本給付金又は高年齢再就職給付金)を受給
	k. 各据付工程における段取り	するために1日当りの給与額 を調整している労働者

[参考]

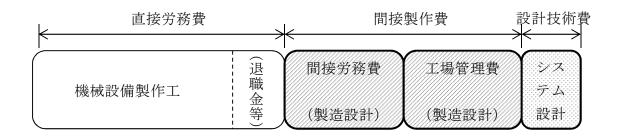
令和5年2月 総合政策局 公共事業企画調整課

「機械設備積算基準」における標準賃金については、以下のとおりですので、適用にあたっては注意願います。

1. 機械設備製作工

「機械設備製作工」については、<u>日当り単価</u>とし、基準内給与(基本給及び諸手当)、通勤手当、賞与、退職金等からなる。

即ち、「機械設備積算基準」の製作原価以外では適用できない。



2. 機械設備据付工

「機械設備据付工」は、日当り単価とし、基準内給与(基本給及び諸手当)、通 動手当、賞与からなり、製作工とは異なり退職金等を含まない単価である。